

服 務 の 根 本 基 準

日本国憲法第15条第2項

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

国家公務員法第96条第1項

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

趣旨

- ◆ 憲法第15条第2項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と定めており、国家公務員法（以下、国公法）では、この規定を受けて、第96条に国家公務員のサービスの根本基準に関する規定を設け、第97条以下に具体的なサービス義務に関する規定を置いています。
- ◆ 国公法には、国家公務員のサービスの根本基準として、
 - ① 国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること
 - ② 職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないことが定められています。国家公務員は、国民全体の奉仕者であることから、民間企業等の勤労者とは異なり、サービス上の義務や制約が法律で規定されています。
- ◆ 国公法のサービス義務に関する規定は、原則として全ての一般職の国家公務員に適用されますが、非常勤職員については、その職務と責任の特殊性により兼業など一部のサービス義務で、特例的な取扱いが行われています。
- ◆ 国公法のサービス義務に違反した場合は懲戒処分の対象となるとともに、一部の義務違反については刑事罰の対象ともなり得ます。